3　修理する特別特定無線設備の範囲、修理の方法の概要及び修理の確認の方法の概要

無線設備の区分（注4）	修理する特別特定無線設備の範囲				修理の方法の概要（注8）											修理の確認の方法の概要		
	型式又は名称（注7）	氏名又は名称（注6）	特別特定無線設備の種別（注5）	技術基準適合証明番号等	修理の箇所										工事設計に合致する修理を実施	特実後の試験の方法（注9）		
					その他	電池	バイブレータ	コネクタ	操作ボタン	カメラ	スピーカ	マイク	フレーム	表示装置		申請者が実施	一部を委託して実施	全部を委託して実施
					（　）	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
					（　）	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

注1　法人にあっては商号及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。なお、代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記入するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。
2　修理を行う事務所が複数ある場合はそれらを全て記載すること。また、事務所の数が多い場合は適宜別紙に記載することができる。
3　特別特定無線設備の種別に応じて、「コードレス電話」、「携帯無線通信」、「ＰＨＳ」又は「その他」の欄に取り扱う設備数を記載すること（技術基準適合証明番号等に係る特別特定無線設備が複数の区分に該当する場合は、それら全てに記載すること）。
4　特別特定無線設備の種別に応じて、「コードレス電話」、「携帯無線通信」、「ＰＨＳ」又は「その他」と記載すること（技術基準適合証明番号等に係る特別特定無線設備が複数の区分に該当する場合は、それら全てについて記載すること）。
5　「技術基準適合証明を受けた特別特定無線設備の種別」、「工事設計認証に係る工事設計に基づく特別特定無線設備の種別」又は「技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別」を記載すること。
6　「技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称」、「工事設計認証を受けた者の氏名又は名称」又は「技術基準適合自己確認を行った者の氏名又は名称」を記載すること。
7　「技術基準適合証明を受けた特別特定無線設備の型式又は名称」、「工事設計認証に係る工事設計に基づく特別特定無線設備の型式又は名称」又は「技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の型式又は名称」を記載すること。
8　該当する修理の箇所に✓印を付けること。ただし、第3条第1項の修理が可能な場合は「工事設計に合致する修理を実施」にのみ✓印を付けること。
9　修理した特別特定無線設備に対する特性試験の実施方法について、該当する箇所に✓印を付けること。
10　用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。
11　修理する特別特定無線設備の範囲が２を超える場合は、適宜、行を追加し記載すること。

別表第二号　修理の確認の手順（第二条第二項第二号及び第五号並びに同条第四項関係）

修理の確認を要する修理された特別特定無線設備（以下この表において「確認する設備」という。）について、次のとおり特性試験を行い、法第三章に定める技術基準に適合することを検証する。

1　証明規則別表第一号一⑶アからウまでの規定を確認する設備の特性試験の検証について準用する。この場合において、同⑶中「申込設備」とあるのは「登録修理業者規則別表第二号に規定する確認する設備」と、「登録証明機関が」とあるのは「法第三十八条の三十三第二項の検証を行う製造業者又は輸入業者が」と読み替えるものとする。

2　特性試験は、法別表第三の下欄に掲げる測定器等であって、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して行う。

3　確認する設備の特性試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、その受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決める。

⑴　証明規則別表第一号一⑶に定める試験の方法と同じ方法によって特性試験が行われることの確認に関する事項

⑵　法別表第三の下欄に掲げる測定器等であって、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して特性試験が行われることの確認に関する事項

⑶　その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項

4　特性試験を他の者に委託した場合は、当該委託した試験の結果が前項の取決めに従って適正に得られたものであり、かつ、法第三章で定める技術基準に適合することを検証し、確認する。

5　二以上の確認する設備の検証において、当該確認する設備のうちの一部のものについて特性試験を行った結果、当該確認する設備のうちのその他のものが工事設計に合致していることが合理的に推定できるときは、当該確認する設備のうちのその他のものについて、特性試験を省略することができる。

別表第三号（第２条第３項関係）

誓　約　書

年　月　日

総務大臣　殿

申請者（注）郵便番号
住　所
氏名又は名称（ふりがな）
電話番号
印

申請者（及びその役員）は、電波法第38条の40第２項において準用する同法第24条の２第５項（第１号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

注　法人にあっては商号及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。